

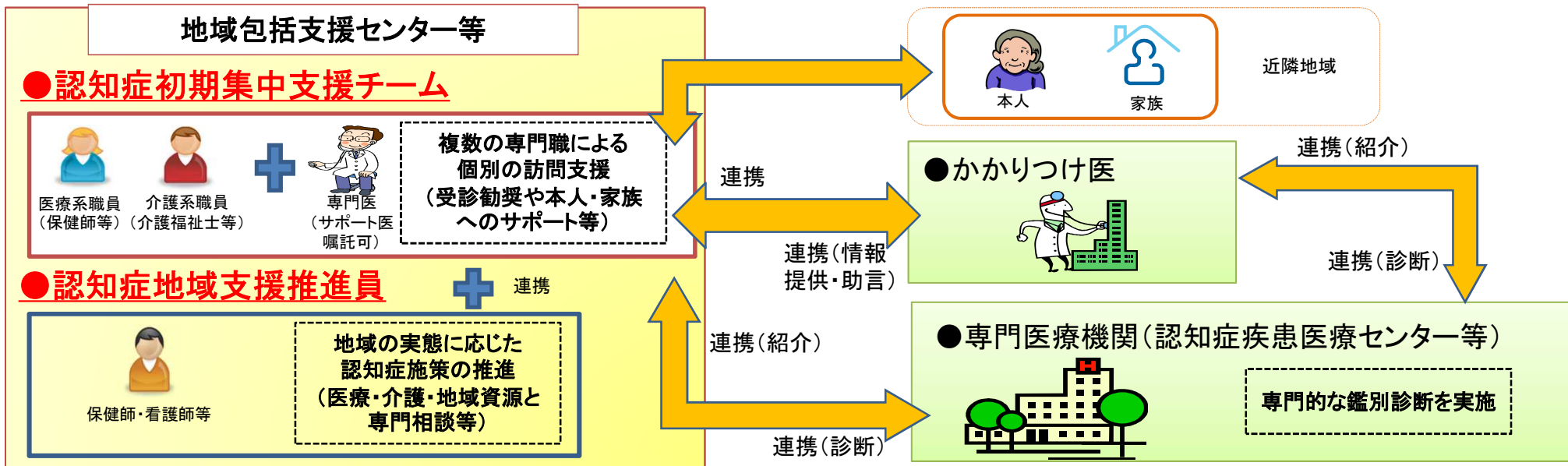
認知症施策・生活支援の充実

所要額 43億円

- 認知症施策の充実に向けて、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員などについて介護保険法の地域支援事業に位置づけて安定的な財源を確保し、設置を推進する。(33億円)

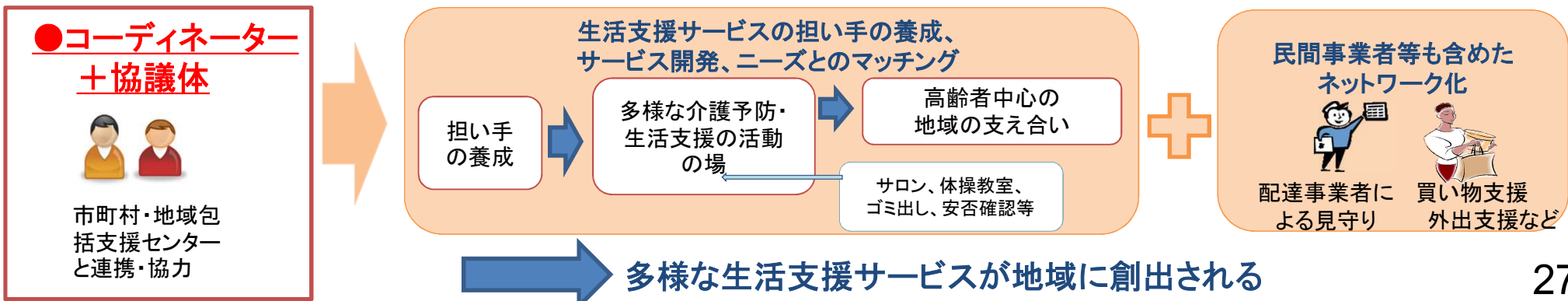
※「認知症初期集中支援チーム」新規100カ所 「認知症地域支援推進員」275カ所→470カ所

※ あわせて、認知症の人の家族への支援、認知症ケアに携わる多職種の協同研修などの経費を充実



- 生活支援サービスの充実に向けて、地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等について、介護保険の地域支援事業に位置づけて取組を進める。(10億円)

※平成26年度は、1580保険者のうち1/5程度の市町村が実施することを想定

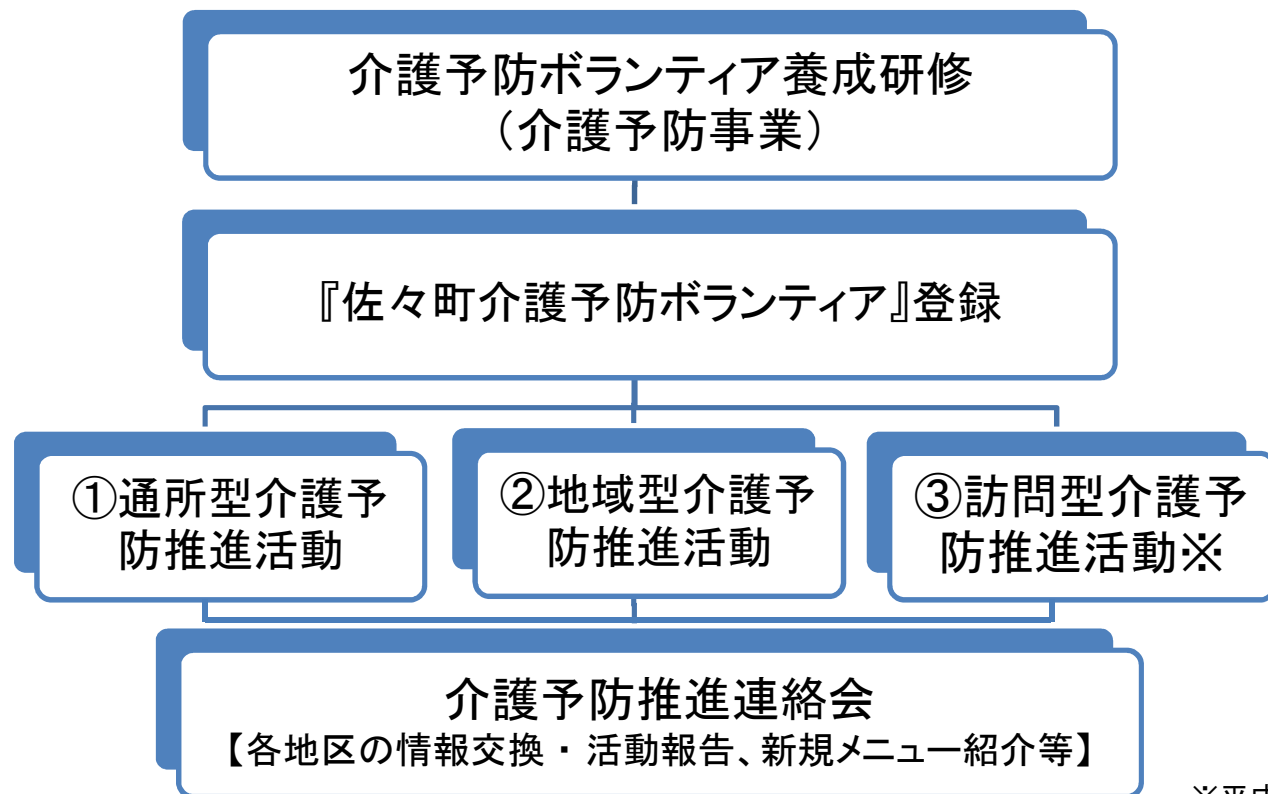


(参考)介護予防・日常生活支援総合事業の取組(長崎県佐々町)

～介護予防ボランティアによる介護予防と日常生活支援～

- 「介護予防ボランティア養成研修」を受けた65歳以上の高齢者が、①介護予防事業でのボランティアや、②地域の集会所などでの自主的な介護予防活動、③要支援者の自宅を訪問して行う掃除・ゴミ出し等の訪問型生活支援サービスを行うことを支援。
- 平成20年度から実施し、平成24年12月現在45名が登録・活動中。
- 平成24年度からは介護保険法改正により導入した介護予防・日常生活支援総合事業で実施。

佐々町の介護予防ボランティア組織図

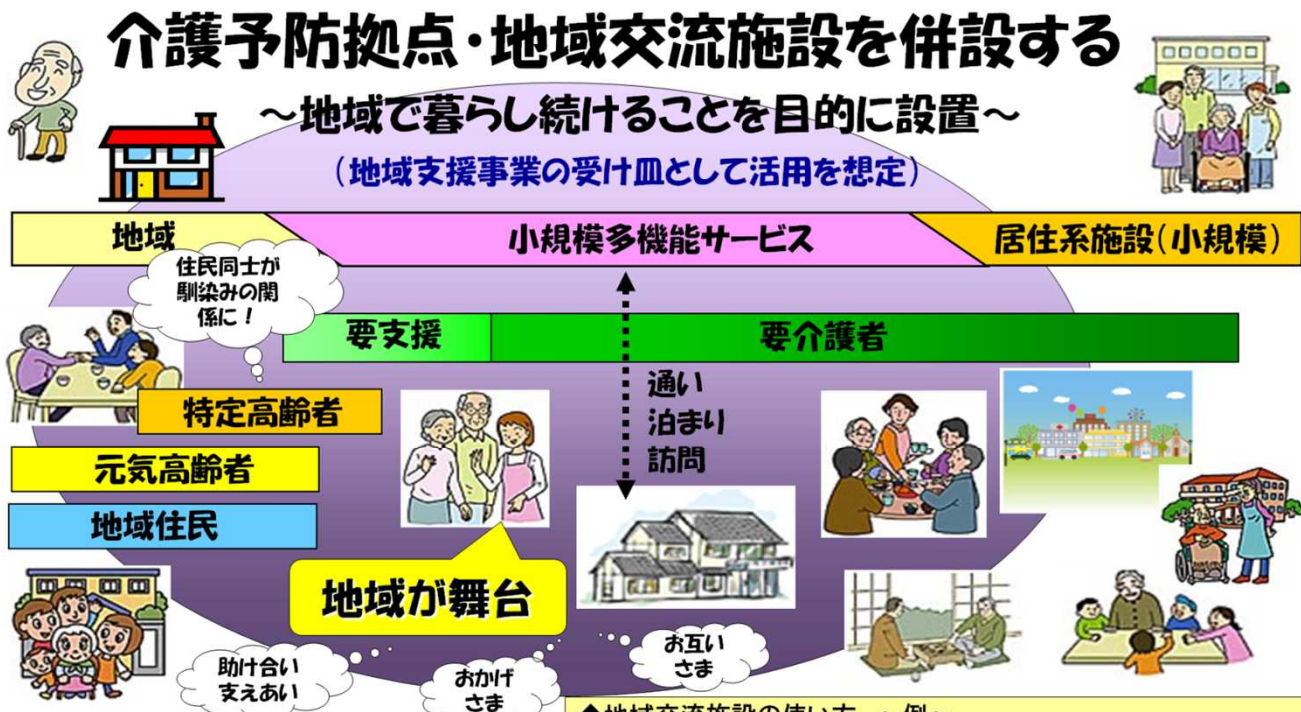


※平成24年度より

(参考)

小規模多機能型居宅介護事業所と併設した地域の交流拠点の設置(大牟田市)

- 通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に、介護予防拠点や地域交流施設の併設を義務付け、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業を行うとともに、地域の集まり場、茶のみ場を提供し、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点となっている。
- 平成24年3月末現在、小規模多機能型居宅介護事業を行っている24事業所に設置。



◆地域交流施設の使い方 ～例～

開設時間: 毎週月曜日～金曜日(午前10時～午後4時)

管理体制: 職員1名を配置(※将来は地域住民による自主運営)

利用状況: 主に介護予防(健康づくり)や趣味活動に利用

囲碁クラブ、脳の健康予防教室、そよかぜ学童、陶芸教室など

場の提供だけでは不十分!そこに人と人をつなぐコーディネーターが必要である。

小規模やGHに併設する地域交流施設には、**認知症コーディネーター**を配置し、地域まちづくりを推進する。

小規模多機能型居宅介護事業所を中核とした地域コミュニティの推進(北海道美瑛町)

○ 小規模多機能型居宅介護事業所の整備に当たっては、計画段階から住民意見を深く反映させるとともに、開設後も住民が参画する「運営推進会議」が事業所のあり方や地域との関わりを議論し、小規模多機能型居宅介護事業所を中核とし、住民との協働による地域コミュニティの推進を図っている。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所に併設した地域交流スペースを活用した喫茶店(サロン活動) 月1回開催、40名程度来店
- ・小規模多機能型居宅介護事業所が仲介し、協力員による安否確認 協力員(運営推進会議メンバー)20名
- ・ふれあい昼食会 月1回開催 30~40名程度参加

○ 平成25年4月現在、4日常生活圏域で5事業所を展開中。

現在までの事業実施状況

